

丹波篠山市人権・同和教育研究協議会規約

(名称及び事務所の所在地)

第1条 この会は、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会（以下 本会という。）といい、事務所を丹波篠山市役所西紀支所内に置く。

(目的)

第2条 本会は、基本的人権の尊重、自由平等を基本理念として、わが国の社会に現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するため、同和教育の推進、啓発活動に取り組み、人権を尊重する市民の連帯と人権文化の創造を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会における啓発の推進及び学校との連携を図り、実践活動を進める。
- (2) 啓発手法の研究及び調査、啓発資料の作成。
- (3) 学習会、研究会、講演会などの開催。
- (4) 関係諸機関、団体との連携。
- (5) その他目的達成に必要な事業。

(組織)

第4条 本会は、丹波篠山市内に居住する者及び勤務する者、各種団体、企業、事業所等で本会の目的に賛同するものを持って組織する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名（学校教育関係、女性代表を含む）
- (3) 会計 1名
- (4) 監査委員 2名
- (5) 理事 加盟各組織を代表する者

(職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (4) 監査委員は、本会の会計を監査する。
- (5) 理事は、理事会に付議された事項を審議するとともに、各組織における啓発活動の推進にあたる。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、会計、監査委員は、役員選考規則に則り、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 理事は、理事選出規則に則り、選出する。
- 3 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1カ年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会、役員会とする。

(議決)

第10条 会議の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

2 やむを得ない事由により会議が開催できない場合は、会長・副会長等の協議によって適切な議決の方法を策定し、その方法により決する。

(総会)

第11条 総会は、役員及び代議員をもって構成し、毎年1回会長が召集する。ただし、会長が必要と認められた場合、又は理事の過半数の開催要求があったときは、臨時総会を開催する。

- 2 代議員は、代議員選出規則により選出されたものをもって、議案を審議決定する。

3 総会は、代議員定数の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

4 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 事業の計画並びに報告の承認に関する事
- (3) 予算の決定並びに決算の認定に関する事
- (4) 役員承認に関する事
- (5) その他運営上必要な事

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

3 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の決議により委任された事項に関する事
- (3) 各構成団体の連携、調整に関する事
- (4) 専門部活動に関する事
- (5) その他必要な事

4 理事会の開催は、年2回以上、会長が認めたとき開催する。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、会計をもって構成する。

2 役員会は、理事会に付議すべき事項を審議すると共に、会の円滑なる執行にあたる。

(専門部会)

第14条 本会に専門部会を置く。部会の設置及び必要な事項は、専門部会規定による。

(事務局)

第15条 本会に事務局職員を置き、事務を処理する。事務局職員は会長が任免する。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費、補助金、その他をもってあてる。会費の額は、次の通りとする。

- (1) 住民会費は、1世帯あたり1名以上の加入とし、1名あたり300円とする。
- (2) 個人会費は、300円を会費として別に加入することができる。
*丹波篠山市以外の居住者で当市内に勤務し本会趣旨に賛同するもの。

- | | | |
|----------|------------|--------|
| (3) 企業会費 | 20名以内 | 3,000円 |
| | 21名以上50名まで | 5,000円 |
| | 51名以上 | 7,000円 |

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、理事会で決定することができる。

(付則)

第19条 この規約の施行は、1999年6月20日とする。

2000年5月28日一部改正。

2001年5月27日一部改正。

2002年5月26日一部改正。

2003年5月17日一部改正。

2005年5月14日一部改正。

2008年5月17日一部改正。

2008年11月22日一部改正し、2009年5月16日より施行する。

2011年5月14日一部改正。

2019年5月18日一部改正。

2021年5月15日一部改正。